

1 政令指定都市制度について

① 「二重行政(サービス)」など運用上の課題

◆ 課題あり

- 野球場や図書館などの施設が重複することで、効率的な行政運営や質の高い施設整備の面で課題あり。
- 権限行政以外のサービス行政はそれぞれ独自にサービスを展開し、結果として補完体制となっていないもの、サービスのつなぎ目に齟齬があるような事例はある。
- 法令上、道府県と市の役割に明確な位置付けがない、観光、企業立地等の施策の実施に当たり緊密な連携が必要。
- 府市ともに実施している同種の施設・事業(信用保証協会、公設試験研究機関、大学、公営住宅、体育館など)について経済界などを中心に「非効率な二重行政であり、府市協調のもと効率化に向けた取組を行うべき」との指摘あり。
- 事務配分と財源措置が一致していない場合や責任の所在が不明確な場合がある。
例) 教員任命・学級編成権は政令指定都市、給与の負担のみ県など
- 政令指定都市と県の間で重複する行政サービスについては、役割分担を整理する必要がある。
- 政令指定都市と周辺地域を含む拠点整備を行う場合、事業進捗状況や手続(都市計画決定など)に差異が生じ、制約条件となることあり。

◇ 課題特になし

- 協議の場を設け役割の明確化や適正化を図っており、大きな問題は生じていない。
- 政令指定都市が「二重行政」とする例は、それぞれ役割分担し相互補完し合いながらサービス充実を図っている。
- 政令指定都市を含む自治体への権限移譲の数は全国一であり、その結果二重行政はほとんどないものとする。
- 深刻・重大な問題はないが、いわゆる二重行政と指摘される類似の施設・施策は、非効率等が生じている場合には可能な限り改善すべき。
- 二重行政について、県と市の間で大きな問題があるとの認識はなく、そうした県民・市民の声も聞かない。

大都市制度等に関する各都道府県の意見 ②

② 制度(権限・財源配分)上の課題

◆ 課題あり

- 事務配分や財源配分のあり方について、一定の検証が必要な時期に来ている。
- 道路管理や保健行政などエリアを分断して行うことで、県と市の一貫した総合的行政サービスや効率的管理につながりにくい、専門性の偏りという問題がある。
- グローバルな都市間競争の中で、画一的な仕組み、不十分な権限、税財源の下では個性を生かした取組には限界あり。
- 府と市が同じ権限を有するものはいわば「他府県」状態。情報共有や統計作業がスムーズにいかない。
- 事務配分と財源措置が一致しない場合や責任の所在が不明確な場合など制度運用上の問題がある。
・教員任命権と給与負担、県管理河川内の政令指定都市の河川整備、社会福祉法人の認可と施設監督行政 など
- 現行制度の役割分担は、昭和30年代の考え方を基本としており、最適なものかについて課題がある。

◇ 課題特になし

- 基礎自治体の事務執行能力に応じて権限を配分するという現行の制度は概ね適正。
- 都市の規模・体制に応じた「事務配分」が行われており、基本的には整合性の取れた制度である。
- 人口に応じ段階的権限移譲してきたことは評価。

◆ 検討の方向性

- 県費負担教職員制度は「権限」と「財源」にねじれが生じており、現行制度の中でも問題解消が必要。
- まず現行制度の中でできることに取り組むことが必要。住民起点で考え利便性向上等を軸とすべき。
- 権限移譲や河川管理等の一体的な事務処理の実施などについて検討・整理が必要。
- 個別具体的な事務について検討した上で、適切な役割分担を整理する必要がある。
- 政令指定都市の人口規模等に応じて、段階的に事務配分や関与の特例の適用を検討すべき。
・指定区間外の国・県道の管理 など
- 「新潟州構想」を提起し、有識者等で構成する委員会で検討。
- 国からの大幅な権限、税財源の移譲が必要。

大都市制度等に関する各都道府県の意見 ③

③ 全国一律の政令指定都市制度の課題

◆ 課題あり

- 政令指定都市間の規模に格差があるほか、農山村地域の存する都市もあり一様には論じられない。
- 全国画一的に考えるのではなく、地域の実情に応じ、それぞれふさわしい大都市制度を自ら選択できるようにしていくべき。
- 府市それぞれ独自に施策を展開しており、同レベルの行政主体が存在する「二元行政」状態。
- 近年、合併等で「都市の規模」のみをもって政令指定都市とするなど府県との関係が曖昧になっている。
- 人口基準偏重で政令指定都市に指定し、大都市として取り扱う現行制度は疑問。
- 人口規模70万人から300万人超の多様な指定都市に、一律に事務配分や関与等の特例を適用することに問題はないか。

※上記以外に当該課題への意見特になし

◆ 検討の方向性

- 基礎自治体が自立できる制度への改正が望ましい。今後は府県制の廃止を視野に入れた議論が必要。
- 世界的都市間競争に打ち勝つため、県と市を合体し、強力で唯一の司令塔のもと新しい大都市を創っていく。
- 広域機能を一元化するとともに、住民コントロールが効き、迅速、きめ細かで総合的な住民サービスが可能となるよう基礎自治体機能を強化すべき。
- それぞれの都市・地域の条件や歴史・環境を含めた議論をする必要がある。
- 基礎自治体の適正な規模等を考慮し、大都市のあり方を検討すべき。
- 相当程度の人口を有する指定都市には、市の選択により区に公選の区長・議会の設置を検討すべき。

大都市制度等に関する各都道府県の意見 ④

2 新たな大都市構想について

◆ 新たな大都市制度全般

- 制度論の前に、権限の移譲や配分の調整、政策連携のあり方などの見直しを進めていく必要がある。
- 制度論を続けるのではなく、国から地方への権限や財源の移譲に早く取り組むべき。
- 基礎自治体と都道府県の役割も含め、抜本的な制度改革も視野に入れつつ検討を行うべきであり、十分な議論と広範な合意形成が必要。
- 我が国全体の自治制度や集積が進んでいない地方部への影響を配慮すべき。

◆ 「大阪都」構想

- 大阪が大大阪になることは日本にとって大事。様々な改革を行い東京と並ぶ日本のエンジンとしての活力を取り戻すことが重要。
- 住民自治の問題として、最終的に大阪府民・市民の方々が選択したならば、それを尊重・支援することが地方自治の基本的な考え方。
- 都道府県と大都市の権限・財源のあり方については地域の実情に応じて様々な考え方があることから議論を十分に尽くすことが必要。
- 二重行政的なものを解消する制度には賛成。

◆ 「特別自治市」構想

特別自治市構想については、反対・慎重意見が多い。

- 一人の長へのこれまで以上の権限集中や住民との距離が離れ、住民自治機能の十分な発揮が課題。
- 都市の持続的発展に不可欠な要素(人材や資源の供給等における広範囲の地域との相互・一体関係)やそれを確保するための政令指定都市域を超える調整機能の必要性についての考察を欠いている。
- 市の独立に伴う周辺地域への影響、県全体の広域調整・広域行政機能への影響を懸念。
- 警察行政や河川管理など広域で取り組んだ方が効果的・効率的な事務は、慎重な対応が必要。
- 市域のすべての地方税を一元的に徴収することによる影響などについて、議論を深めるべき。
- 特別自治市への移行は現在の都道府県区域を分断するため、国から地方への権限・財源の移譲や道州制も併せて議論されるべき。
- 全国一律ではなく、地域の実情を踏まえて選択できる仕組みとすべき。
- 特別自治市構想は府県からの自立を意味するので、実現のためには府県制廃止を合わせて課題にすべき。